

# 学校評価委員会要綱

学校法人 村上学園

日本医療ビジネス大学校

## ■学校評価の必要性と目的

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、学生がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。

また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

このように、学校評価は、学生がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組みと位置付ける。

## ■学校評価の実施形態

学校評価の実施形態は、学校自らが行う①自己評価と、その結果について評価する②学校関係者評価の実施が、学校評価を進める上での基本となる。

これらに加えて、③第三者評価を導入し、学校評価全体の充実を図ることが有効である。

## ■学校評価により期待される取組みと効果

学校評価の結果を踏まえ、学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより、課題意識を共有することが重要である。

学校関係者評価の取組みを通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組みを知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。

さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる。

また、第三者評価の取組みを通じて、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって学校の優れた取組みや、学校の課題とこれに対する改善方策が明確となる。

これらの結果、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待される。

## 1. 自己評価

### 1-1. 自己評価とは

自己評価とは、本校の理念・学則に基づき、学校自ら評価基準を定め、定期的に学校を点検し、評価することである。これにより、学校として機能をどの程度果たしているのかを明らかにして、改善点を明確にし、教職員が一体となって目標に向かって活動し続けることに意義がある。

評価結果を学生、保護者をはじめとする学校関係者に公表することにより、信頼と理解を得ることができ、協力や支援へと繋げる。

### 1-2. 自己評価委員会の目的

自己評価委員会は、次に掲げる項目の審議を目的として実施する。

目的1：本校の基本方針、教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を明確にし、実施体制及び実施方法を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な教育活動等の改善を図る。

目的2：自己評価の結果を基に、その活用について審議・検討をする。

また、この評価結果を公表することにより、学校に対する支援や条件整備等の改善措置につなげ、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。

目的3：自己評価の結果を踏まえ、改善方策が「目指す学校像」を実現するためのものになっているかどうかを審議する。

### 1-3. 評価の流れ

自己評価は、次に掲げる項目に沿って執り行う。

- (1) 学校に自己評価委員会を設置し、重点目標を設定し、教職員が連携して自ら評価活動を行う。
- (2) 評価は、自己評価委員会等が作成した評価表に基づいて行う。
- (3) 評価結果は、今後の改善方策を含めた総評を加え、報告書を作成する。  
また、改善できる事柄は直ちに改善する。

## 2. 学校関係者評価

### 2-1. 学校関係者評価とは

学校関係者評価とは、本校が行った自己評価の結果等について、学生・卒業生、保護者、関係業界（実習施設等）、専修学校団体、自治体等の学校関係者で構成された評価委員会等が行う評価である。

校内だけでは気づき得ないことに気づき、結果として自己評価そのものの質を高め、次への改善に繋げることに意義がある。

### 2-2. 学校関係者評価委員会の目的

学校評価委員会は、次に掲げる項目の審議を目的として、実施するものである。

目的1：学校の自己評価が、学校関係者の目から見ても適切に行われているか、違和感なく受け入れられるかどうかを審議し、自己評価の客観性、透明性を高める。

目的2：学校・家庭・地域が共通理解を持ち、その連携協力により学校運営の改善に当たる。

目的3：学校経営・学校運営の今後の改善方策が適切かどうかを審議し、自己評価等の質を高める。

### 2-3. 評価の流れ

学校関係者評価は、次に掲げる項目に沿って執り行う。

- (1) 評価を行うに先立ち、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、教職員や学生等との対話等を行い、学校の状況について相互の共通理解を深める。
- (2) 委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察及び教職員等との意見交換等を通して、学校経営の改革方針や学校が行った自己評価の結果、及びそれらを踏まえた改善方策等について評価する。
- (3) 上記を基に、評価の結果をとりまとめ、報告書を作成する。
- (4) 本校は、学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価の結果に基づく今後の改善方策を見直し、評価の結果と今後の改善方策を併せて報告書にとりまとめる。

### 3. 第三者評価

#### 3-1. 第三者評価とは

第三者評価とは、学校から独立した第三者による評価機関が、学校による自己評価報告書、及び、学校関係者評価結果の実施状況や結果を原案に、学校運営全般について、独自に定めた「専門学校等評価基準」や「評価方法」に基づき、専門的・客観的立場から評価を行う。

評価結果を学校等にフィードバックして改善を促し、学校運営の質を高める。

#### 3-2. 第三者評価の目的

第三者評価は、次に掲げる項目の審議を目的として、実施するものである。

目的1：専門学校教育の質・水準の明確化

目的2：専門学校教育の質・内容の向上

目的3：学校経営・学校運営の質・水準の明確化

目的4：専門学校の社会的認知の向上

木庭5：学校選択への利便性提供

#### 3-3. 評価方法

第三者評価は、次に掲げる項目に沿って執り行う。

##### (1) 書面審査

自己評価報告書の内容、関連参照資料を精査。

各点検項目への評価の基本方針、報告内容の不明点、不足資料、確認を要する点などを明確にし、整理する。

##### (2) ヒアリング調査

機関が指定した場所で、学校関係者に対して、書面調査時における不明点などの確認、不足する資料の有無や再提示の依頼、評価に関する裏付けなどを行う。

##### (3) 訪問調査

点検項目のうち、実際に学校において確認を要する内容については、評価機関が学校に出向き、学校関係者の立会いのもと調査・確認を行う。

##### (4) 上記を基に、評価結果をとりまとめ、報告書を作成。本校へと通知される。